

令和元年第4回にかほ市議会定例会会議録（第1号）

1、令和元年9月5日第4回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

1、本日の出席議員（18名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤谷博之	次	長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主	査	阿部郁美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	市川雄次	副	市	長	本田雅之
---	---	------	---	---	---	------

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐々木 俊 哉	市 民 福 祉 部 長	阿 部 聖 子
農 林 水 産 建 設 部 長	土 門 保	商 工 観 光 部 長	佐 藤 豊 弘
教 育 次 長	齋 藤 一 樹	ガ ス 水 道 局 長	佐々木 善 博
消 防 長 ・ 消 防 署 長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	渋 谷 憲 夫
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	税 務 課 長	山 田 克 浩
まちづくり推進課長	佐 藤 喜 仁	会 計 課 長	土 門 好 子
選挙管理委員会・ 監査委員事務局長	須 田 徹	健 康 推 進 課 長	須 田 美 奈
教 育 総 務 課 長	池 田 智 成	学 校 教 育 課 長	菊 地 新 吾
管 理 課 長	今 野 雄 志	総 務 課 長 ・ 通 信 指 令 課 長	早 水 和 洋
監 査 委 員	須 藤 金 悦		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和元年9月5日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第4号 専決処分の報告について（専決第10号）
- 第5 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第6 議案第70号 教育委員会委員の任命について
- 第7 議案第71号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第8 議案第72号 にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第73号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第74号 にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第75号 にかほ市生活排水浄化施設条例を廃止する条例制定について
- 第12 議案第76号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第77号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第78号 平成30年度にかほ市般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第79号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

- 第16 議案第80号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第81号 平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第82号 平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第83号 平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第84号 平成30年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第21 議案第85号 平成30年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第22 議案第86号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）について
- 第23 議案第87号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について
- 第24 議案第88号 令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第25 議案第89号 令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第26 議案第90号 令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第27 議案第91号 令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第28 議提第7号 事務検査に関する決議について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和元年第4回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は須藤代表監査委員の出席をいただいております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、17番菊地衛議員、1番齋藤光春議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。10番宮崎信一議会運営委員長。

【議会運営委員長（10番宮崎信一君）登壇】

●議会運営委員長（宮崎信一君） おはようございます。

8月29日に議会運営委員会を開催しまして、9月定例会、その他について協議しております。

9月定例会への提出案件は、報告2件、人事案件2件、条例の改正・廃止関係が6件、平成30年度の決算認定8件、令和元年度補正予算6件、計24件です。陳情は2件で、一般質問は8人となっております。

お配りの日程案をご覧ください。

会期日程は、本日9月5日から9月26日までの22日間とし、本日を本会議、9月6日を議案調査日とし、9日・10日の2日間を一般質問といたします。一般質問は、9日に4人、10日に4人といたします。11日を議案調査日とし、12日に議案質疑、議案等付託、予算・決算特別委員会設置などを行います。12日から25日までを委員会とし、12日から20日まで事務検査ができる期間といたします。26日を最終日として、討論、採決等を行います。

なお、議案第70号の教育委員会委員の任命について及び議案第71号の人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件ですので、申し合わせにより議会初日の本日、質疑、討論、採決を行います。また、事務検査に関する決議も本日、質疑、討論、採決を行います。教育委員会委員の任命についての採決は無記名投票で行い、人権擁護委員、事務検査につきましては起立採決となります。

そのほかといたしまして、本日は本会議終了後、議会全員協議会を開催し、その後に正副委員長会議を行い、政策検討会議、最終日議決予定の議員派遣の件などの確認を行います。政策検討会議は、10日の火曜日、一般質問2日日本会議終了後、初会議を招集し、各会議の委員長の選任と方針の確認等を行います。詳細は本日の議会全員協議会で説明をいたします。12日木曜日、議案質疑、委員会設置の本会議終了後、各委員会の日程確認等もありますが、景観計画の説明会が開催されます。概ね30分程度の説明、質疑等になると聞いております。以上です。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月26日までの22日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。議案第70号教育委員会委員の任命について及び議案第71号人権擁護委員候補者の推薦についての議案2件、議提第7号事務検査に関する決議については、申し合わせ及び会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日全ての提案理由の説明終了後、本会議において質疑、討論、採決を行います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは私から、最近の市政について御報告をさせていただきたいと思っております。

初めに、普通交付税についてであります。

今年度の普通交付税は52億9,354万9,000円と算定され、前年度確定額に対して1.1%、5,566万9,000円の増となっております。ただし、臨時財政対策債が前年度に比べて1億124万4,000円、23.4%減少しておりますので、実質的な交付額では4,557万5,000円の減となっております。

交付額の決定に伴い、普通交付税と臨時財政対策債の歳入予算について、それぞれ補正計上しております。

次に、市内の経済状況についてであります。

4月から6月までの本市景況調査では、調査を依頼した52社のうち、92%に当たる48社から回答があり、前年同期と比較して、「好転」が10社、「横ばい」が16社、「悪化」が22社で、全体としての景況感は低調に推移しております。

特に主力の製造業においては、前年同期と比較して、「好転」4社に対し「悪化」が13社で、受注鈍化の声が多く、短期的比較においても、「好転」3社に対して「悪化」が9社と、弱含みの動きが続いております。

米中貿易摩擦の影響のほか、受注停滞が資金繰りに悪影響を及ぼすことを懸念する声もあり、今後の動向を不安視する動きとなっております。

次に、雇用状況についてであります。

ハローワーク本荘管内の有効求人倍率は、7月末現在の全数で1.39倍となり、前年同月比で0.08ポイント増加しておりますが、県全体の有効求人倍率1.42倍と比較すると、0.03ポイント下回っております。

管内の有効求人倍率は、昨年10月の1.59倍をピークに、その後も1.30倍前後の高水準を維持しております。

特に建築関係技術者においては、常用で11.29倍となったほか、福祉・医療関連や建設土木でも3倍から5倍を上回るなど、広範な業種で労働力の確保が困難な状況が続いております。

次に、高校生に対する求人状況についてであります。

来春の高校卒業予定者に対する求人受付が、6月1日からハローワークで開始されております。

ハローワーク本荘での受付状況は、6月末現在、求人数が前年同期比で40人減の388人、求人を提出した事業所は10社減の88事業所となっております。

一方、管内の高校卒業予定者のうち就職希望者は、前年に比べ51人増の337人で、就職希望地は、県内が59人増の258人、県外は8人減の79人となっております。

卒業予定者数が810人と前年より22人減少したにもかかわらず、県内就職希望が前年を大きく上回った要因は、ここ数年、地元の大企業による安定的な採用実績もあり、地元志向が強まっているものと分析しております。

しかしながら、依然として事業所からの求人数は就職希望者数を大きく上回っており、企業の人材確保への深刻な影響が懸念されております。

次に、若者の地元定着についてであります。

学卒者の地元就職を促進するため、7月8日に、ハローワーク本荘、本荘由利雇用開発協会、由利

本荘市、由利地域振興局との共催による「高卒求人情報説明会」を開催し、就職を希望する高校生31人と企業55社が参加しております。

また、本市主催により、学生の夏休みに合わせて、高校生や保護者、大学生等を対象に市内企業の見学会を随時実施し、38人が参加しております。

8月9日には、市内小学生を対象に「夏休み親子職場見学会」を開催し、小学生の親子53人が市内7事業所で工場見学などを実施しており、さらに10月には、由利地域振興局との共同開催により、市内中学2年生を対象に「中学生と管内企業のふれあいPR事業」を予定しております。

今後も、小学校から高校まで切れ目なく、子どもたちが早い段階から地元企業を知る機会を創出することで、地元就職を促進してまいります。

次に、移住・Uターン促進事業についてであります。

にかほ市移住・Uターン推進協議会では、7月27日に東京都内で開催された「新・農業人フェア」に、農林水産課の就農アドバイザーやJA職員とともに参加し、前回は大きく上回る10組の方から、就農等に関する個別相談を受けております。

翌28日には、同じく都内で開催された「東北U・Iターン大相談会」に、にかほ市観光協会職員とともに参加し、観光面から本市の認知度向上を図るとともに、4組の方と移住等に関する個別相談を行っております。

先般発表されました「住みよさランキング2019」で北海道・東北ブロック第1位と評価された本市の住みよさを最大限にPRしながら、今後の移住促進につなげてまいります。

次に、「株式会社プレステージ・インターナショナルにかほ統合BPO（仮称）」の立地計画についてであります。

本年5月16日に着工しました企業立地用地造成工事は、天候に恵まれ、工程に大きな影響もなく進められており、8月末現在の進捗率は43%となっております。

しかし、8月21日にプレステージ社の玉上社長が来訪され、建設資材や人材の調達など、ゼネコン各社との調整に大変苦慮しており、やむなく建物建築工事の着工時期を見直さざるを得ず、新拠点の開設時期は、当初計画より1年延期して、令和4年3月末までとする旨の説明を受けております。

なお、500席体制の建物の規模や、雇用計画は変更ないとのことであります。

従業員の方々をはじめ、多くの方々が開設を心待ちにしており、延期は残念ではありますが、昨今の建設業界の実情からやむを得ないものと理解し、今後新拠点の整備が着実に進むよう同社と情報交換しながら、できる限り支援をしてまいりたいと思っております。

次に、羽州象潟鉱山廃止石油坑井封鎖事業についてであります。

旧象潟シーサイドホテルを運営していた羽州観光開発株式会社が、ホテルから2キロメートル離れた象潟町字鳥島地内から坑水、いわゆる温泉とガスを採取するため、旧象潟町が鉱業権を有していた象潟鉱山内に、井戸の租鉱権を取得し使用しておりました。

平成13年に同社が井戸の使用を中止して以降、経済産業省からは再三にわたって廃坑の指導があり、鉱山保安法に基づく廃坑措置の命令も通知されましたが、資金難により措置されないまま、同社は今年3月に秋田地方裁判所に破産申し立てを行い、現在も破産手続が続いている状況であります。

す。

このような状況下で、万が一、廃水の流出や鉱煙の発生により他人に被害を与えたときは、鉱業法により、最後に鉱業権を有していた本市がその損害を賠償する責任を負うことになります。

井戸が危険な状態であることに加え、昨年10月にはタンクから油混じりの坑水が流出する事故も起きており、市では国や破産管財人と対応について協議を重ねてまいりましたが、このほど、国の「廃止石油坑井封鎖事業補助金」の予算が確保されたことから、本市が事業主体となり、今年度に調査業務、来年度には封鎖業務を行う方針としております。

早急な対応が必要であることから、調査業務に係る予算を補正計上しております。

次に、外国人技能実習生を対象とした交流事業についてであります。

7月21日、ベトナム人技能実習生を対象とした交流事業を初めて実施し、市内で働く18人の実習生のうち15人が参加して、鳥海山五合目鉾立、元滝伏流水、仁賀保高原、土田牧場を巡りながら本市の魅力に触れていただきました。

市内で働く技能実習生は、買い物などを除けば日常活動は比較的狭い範囲に限られており、実施後のアンケートによれば、今回の事業は大変好評で、今後は、日本の文化に触れる機会や日本語教室の開催などの要望もいただいております。

市では、今後も交流事業を計画しており、実習生が地域のコミュニティになじみ、住民との相互理解が深まるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、ベトナム社会主義共和国フンイエン省フンイエン市訪問についてであります。

にかほ市工業振興会の研修事業として、10月20日から24日までの日程でベトナムの外国人技能実習生送出国や訓練施設の視察が計画されており、会員企業9社の9人と事務局の市職員1人が参加を予定しております。

今回、これらの視察に加え、先に「友好交流及び相互協力に関する覚書」を締結したフンイエン省フンイエン市や、在ベトナム日本大使館への訪問が実現する運びとなったことから、市を代表して私も視察団に同行し、訪問することといたしました。

フンイエン市ではレセプション等が予定されており、官民双方の相互協力関係を構築できるよう橋渡し役を果たしてまいります。

次に、国際交流事業についてであります。

姉妹都市アメリカ・オクラホマ州ショウニー市から、中学生10人と引率2人の計12人が、7月31日から8月5日までの5泊6日の日程で本市を訪れました。

訪問団は市内の7家庭にホームステイし、仁賀保中学校、市役所の訪問やTDK歴史みらい館、フェライト子ども科学館、仁賀保高原の見学、ボートクルージング、竿燈まつりなどを体験するとともに、ホストファミリーや市内の中学生をはじめ多くの市民と交流し、日本文化を体験しながら相互の友好関係を深めております。

また、同じく姉妹都市であるアメリカ・ワシントン州アナコーテス市へ、中学生9人と引率3人の計12人の訪問団を、8月1日から8日まで派遣しております。

アナコーテス市の滞在は6泊7日で、ホストファミリーと一緒にハイキングやレクリエーションを

楽しんだり、アートフェスティバルを見学するなど、プログラムを通じて友好関係を深め、無事に帰国しております。

なお、ショウニー市へは、10月22日から29日まで、中学生14人、引率3人の計17人からなる訪問団の派遣を予定しており、間もなく訪問団員の研修が開始されます。

次に、プレミアム付商品券事業についてであります。

この事業は、本年10月からの消費税率引き上げに伴い、低所得者や3歳未満の子育て世帯などへの負担の影響緩和と、地域における消費の喚起や下支えを目的に実施するもので、1人につき2万円2万5,000円分の商品券が購入可能となるものであります。

購入対象となる可能性がある方のうち、3歳未満の子育て世帯を除く4,498人には、7月末に申請書等を郵送しており、8月1日から11月29日まで申請を受け付けております。

申請受付後に審査を行い、対象者には9月末以降、順次、商品券購入引換券を送付する予定で準備を進めております。

また、3歳未満の子育て世帯については、申請手続きが不要なため、9月末に商品券購入引換券を送付することとしております。

次に、幼児教育・保育等の無償化についてであります。

子ども・子育て支援法が改正され、本年10月から、保育園や認定こども園などの3歳から5歳児の全世帯と3歳未満の住民税非課税世帯の保育料が無償化されることになりました。

一方、3歳児から5歳児の副食費については、これまで保育料に含まれていたものが保護者の実費負担に変わります。

本市では、子育て支援の充実を図るため、保育料の無償化により市の負担が低減される財源を活用し、市単独事業により、3歳未満の住民税課税世帯の保育料と、実費負担となる3歳児から5歳児の副食費の無償化を行うための関係予算を補正計上しております。

次に、農業についてであります。

稲作の状況は、播種が4月13日に最盛期を迎え、好天により発芽・生育ともに順調に推移し、5月12日に最盛期を迎えた田植えの後も引き続き好天に恵まれたため、苗の活着も良好で順調に生育しております。

6月以降も少雨・多照により目標茎数が十分に確保され、いもち病の発生もほとんどなく、現在のところ順調な生育状況となっております。

次に、象潟・前川地区の基盤整備事業についてであります。

昨年度より、事業推進委員の方々と調査事業採択に向けて取り組んでまいりましたが、本年6月10日付で、秋田県知事より「県営農業農村整備調査計画希望地区」の決定通知を受けました。これにより、秋田県では7月から調査計画事業に着手しております。

これを受けて、市では、全受益者に対して事業の進捗状況と今後の進め方について通知し、事業への理解と協力体制の確立をお願いしております。

また、事業推進委員の方々においては、5月に営農ビジョン等に関する勉強会を行ったほか、6月には先進地である大仙市協和の農事組合法人を視察し、組織の設立や運営について研修しました。

8月9日には、農林水産課、土地改良区、事業推進委員が整備区域の確定に向けた現地調査を行っております。

今後も、ほ場整備事業の完了後の営農体制の確立と営農構想の実現に向けて、研修と協議を重ねることとしております。

次に、炭焼小屋の火災についてであります。

7月18日に、象潟町字曲山地内にある炭焼小屋で火災が発生しました。同日午前7時53分に担当職員が管理作業員より「施設から煙が上がっている」との連絡を受け、午前8時に消防署へ出動を要請し、午前9時に鎮火しております。

この施設は、廃材の有効活用と廃棄コストの削減を目的に設置しているもので、松くい虫により伐倒した木材で炭と木酢を生産しております。

復旧については、部材の交換や張り替えのほか、窯の熱が及ぶ部分には全て防火対策を施すとともに、再発を防ぐために製炭工程を再確認するなど、安全管理を徹底してまいります。

なお、施設の復旧に係る予算を今回補正計上しております。

次に、ツキノワグマの捕獲についてであります。

8月8日の午前6時30分頃、伊勢居地字雨池地内に設置した檻でツキノワグマ1頭を捕獲しました。性別はオスで、体重が約90キログラム、体長140センチメートル、体高90センチメートル、年齢は5歳から6歳と推定しております。

秋田県の情報では、今年は熊の餌となるブナの実などが非常に不作であるため、今後も里山に下りてくる可能性があり、「ツキノワグマ出没に関する警報」を広報に掲載するなど、注意喚起を行っております。

今後も、出没情報などをもとに、情報提供やパトロール、檻の設置などを行うとともに、消防署や警察と連携して対処してまいります。

次に、各種イベントの開催状況についてであります。

「第6回鳥海山ブルーライン・ヒルクライム from 日本海」が6月22日と23日に開催され、悪天候の中、県内外から延べ235人の選手が「にかほステージ」と「遊佐ステージ」の2コースを走破しました。

また、7月21日に開催された「第32回秋田トライアスロン・芭蕉レース象潟大会」では、県内外から参加した228人のアスリートが、夏の日差しが照りつける中、ゴールを目指し奮闘しました。

この大会には、毎年、多くの市民や中高生からボランティアとして大会運営に御協力をいただいております。

両大会を主催したにかほ市スポーツイベント開催実行委員会では、来年度以降も参加規模の拡大を図っていく意向であり、スポーツを通じた交流人口の拡大を期待しております。

7月13日には、にかほっと前を会場に「第5回にかほ海の幸まつり」が開催されました。昨年に続き、道の駅象潟「ねむの丘」夏まつりと同時開催となり、10台のケータリングカーによる出店や、象潟九十九島太鼓やフラダンスなどのステージイベントが行われ、約5,000人の市民や観光客で賑わいました。

8月8日には、北前船交流拡大機構と秋田テレビの協力により「海の学校」が開催され、象潟小学校の5年生19人が、日本遺産に認定された市内7カ所の北前船関連文化財などを見学しました。

学習した内容を新聞形式にまとめる取り組みでは、海洋保全に関する発表もあり、大いに知識を広げる機会となりました。

8月24日に象潟海水浴場を会場に開催された「第71回にかほ市花火大会」は、県内有数の観光花火大会を目指し、市外からも多くの観光客を迎えようと、今年から開催日と大会名称が変更されました。

打ち上げの演出も大幅に刷新され、音楽と調和したエンターテインメント性の高いプログラムを中心に、約5,000発の花火が夜空を彩り、訪れた多くの観衆を魅了しました。

次に、ガス事業の民営化についてであります。

ガス事業譲渡に関する市民説明会を、7月に仁賀保・金浦・象潟の3地域で開催しております。

また、8月5日には、東海ガス株式会社が子会社として現在のガス水道局所在地に本社を置く、にかほガス株式会社を設立しております。

今後は、水道事業の庁舎移転など、来年4月1日からの民営化に向けて準備を進めてまいります。

●議長（佐藤元君） 次に、教育長。

【教育長（齋藤光正君）登壇】

●教育長（齋藤光正君） それでは、最近の教育行政について報告いたします。

児童生徒による各種大会等の結果についてであります。

中学校全県総体では、仁賀保中学校サッカー部が優勝を果たし、東北大会でも3位に入賞し、奈良県で開催された全国大会に出場しております。

全国大会では勝利することはできませんでしたが、東北代表にふさわしい試合を行っております。

また、象潟中学校3年須藤駿太さんが水泳の200メートル平泳ぎで上位入賞を果たし、東北大会に出場しております。

小学校全県陸上大会では、走り幅跳びとジャベリックボール投げの総合成績で競うコンバインドBで、金浦小学校6年阿部聖さんが男子の部で、平沢小学校6年熊谷碧衣さんが女子の部で優勝し、神奈川県横浜市で開催された全国大会に出場しております。

また、女子100メートルで平沢小学校6年宇沼愛菜さんが第2位、女子80メートルハードルで平沢小学校5年木村美月さんが第2位となり、北海道函館市で開催された東日本大会に出場しております。

全日本吹奏楽コンクール秋田県中央地区大会では、小編成の部で金浦中学校が最優秀賞に輝き、大編成の部で仁賀保中学校が金賞を受賞し、全県大会に出場しております。

全県大会では、金浦中学校が金賞を受賞したものの、東北大会出場はかないませんでした。

教育留学についてであります。

8月23日から28日までの6日間、首都圏などの小学生4・5・6年生4人ずつ合計12人が参加し、本市で自然活動体験と授業体験を行う教育留学を初めて実施いたしました。

参加者は、獅子ヶ鼻湿原や元滝伏流水などの散策を通して本市の豊かな自然を満喫したり、日本海に咲く満開の花火に感激したりするとともに、金浦小学校では、みんなで考える授業や学校生活

を体験し、本市の子どもたちと交流を深めることができました。

閉講式では、「とても楽しかったので、また来たい」、「友達がたくさんできた」などの感想を述べており、この6日間で本市を大好きになってくれたと確信しております。

この事業を通じて、今後、交流人口が拡大することを期待しております。

全国学力・学習状況調査の結果についてであります。

4月に実施された小学校6年生の国語と算数、中学校3年生の国語、数学、英語の全国学力・学習状況調査の結果が、7月末に公表されました。

小学校国語は秋田県平均を若干下回ったものの、全国平均を大きく上回り、算数は秋田県平均と同程度でありました。

中学校は、国語と数学で秋田県平均を若干下回ったものの、英語は秋田県平均と同じでありました。

今後は、本市の成果と課題を分析し、さらなる学力の向上に努めてまいります。

「第24回秋田草刈唄全国大会 in にかほ」についてであります。

6月15日、仁賀保勤労青少年ホームを会場に開催されました。

大賞の部に41人、高齢の部に57人、年少の部に7人の計105人が出場し、日頃鍛えた喉で、農民が馬を引いて草刈りに向かう道中の情景や気分を唄い上げました。

「第36回日本海に響け！太鼓の祭典」についてであります。

7月27日に、潮風公園において「第33回秋田県太鼓フェスティバル」との共催として行われました。

今回は、県内7市町から、子ども3団体、一般12団体が集い、勇壮な演奏と見事なバチ捌きに大いに盛り上がり、一般団体メンバーによる合同演奏がフィナーレを飾り、熱気あふれる一夜となりました。

「第36回奥の細道象潟全国俳句大会」についてであります。

8月3日、象潟公民館を会場として開催いたしました。

子どもの部では、小・中学校合わせて33校から2,082句の投句があり、秋田県現代俳句協会顧問の宮本秀峰氏に選評をしていただきました。

一般の部では、280人から560句の投句があり、俳人協会副会長などを務め活躍されている今瀬剛一氏に、講演及び選評をしていただきました。

それぞれの部で、特選3句、秀逸15句、佳作30句を入選とし、授賞式を行いました。

また、おくのほそ道紀行330年記念事業として、岐阜県大垣市を出発し、全国33市区町を回っている「PRキャラバン隊」が本市を訪れ、俳句大会の中で、大垣市長からの親書の贈呈や「俳聖の火」分火式などのセレモニーを行いました。

本市は、おくのほそ道紀行の目的地の一つであり、秋田県内唯一の芭蕉ゆかりの地として、この伝統ある俳句大会を継続してまいります。

青少年育成にかほ市民会議の中学生リーダー研修会についてであります。

8月7日・8日、1泊2日の日程で、市内3中学校の生徒会役員を対象に、リーダーの役割や責任、中学生の地域との関わりなどをテーマにした研修会が行われました。

今回は、松島中学校の生徒9人と合わせ21人が寝食をともにし、交流を深めております。

研修では、学校・地域・まちづくりなどにおいて、自分たちは何を担うべきか、また、そのために必要なスキルアップは何かなどを真剣に考え、学んでおり、有意義な内容でありました。

文化講演会についてであります。

10月12日、おくのほそ道紀行330年記念事業の一環として、象潟公民館において開催いたします。

講師には、大垣市「奥の細道むすびの地記念館」の名誉館長であり、現代女流俳人として各メディアで御活躍中の黛まどか氏をお迎えいたします。

チケットは500円で、各公民館と仁賀保勤労青少年ホームにおいて9月中旬から販売いたします。

大阪府泉佐野市との文化交流事業についてであります。

8月26日から28日までの3日間、大阪府泉佐野市の市民訪問団22人が本市を訪れ、象潟郷土資料館や蚶満寺、飛良泉本舗などを巡り、本市と泉佐野市との歴史的な関わりに理解を深めております。

今年1月に締結した「歴史のご縁が結ぶ にかほ市・泉佐野市 地域産業の活性化協力協定」に基づき実施されたもので、11月には本市からも訪問団を派遣する計画で、関係予算を補正計上しております。

今後も、人や教育・文化、産業の交流など、幅広い分野で連携してまいります。

第10回鳥海山伝承芸能祭の開催についてであります。

9月1日、金峰神社境内の郷土文化保存伝習館特設ステージで開催いたしました。

第10回の節目となった今回は、式三馬の世界と題して開催し、伊勢居地番楽など本市の五つの番楽のほか、御宝頭の舞、金浦神楽、大日堂子ども獅子舞に出演いただき、昨年同様の約450人の来場がありました。

また、由利本荘市鳥海町の本海獅子舞番楽猿倉講中に特別出演いただき、見事な舞が披露されました。

おくのほそ道紀行330年記念・2019年度夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会についてであります。

8月9日、象潟グラウンドを会場に開催いたしました。

台風8号の影響で開始前に一時的な大雨となり、グラウンドでの開催が心配されましたが、開会式に合わせ雨が止み、市内外から650人を超える多くの方々にお集まりいただき、盛大に開催いたしました。

御当地ヒーローの超神ネイガーも参加して盛り上げていただいたほか、おくのほそ道最北の目的地であることや、鳥海山と日本海に抱かれた風光明媚なまちであることなどを、ラジオを通して本市の魅力を国内外へ届けることができました。

「WRO 2019 J a p a n 秋田県中央地区予選会」についてであります。

8月2日・4日、国際的なロボットコンテストの公認予選会である「WRO（ワールド・ロボット・オリンピック）2019 J a p a n 秋田県中央地区予選会」が、仁賀保公民館を会場に開催されました。

小学生部門は、本市及び由利本荘市の8校から17チーム、中学生部門は6校から7チーム、高校生部門は2校から5チームが参加し、ロボットの組み立てと機体の動作をコントロールするプログラミン

グの技術を競い合いました。

本大会は、ロボット教材を用いた競技を通じて、子どもたちの創造性と課題解決能力を育成することを目的として、2010年から実施しております。

今回、小学生部門で平沢小学校のチームが優勝し、8月25日に兵庫県西宮市で開催された全国大会に出場しております。

「米村でんじろう実験教室」についてであります。

8月15・16日、にかほ市総合福祉交流センター「スマイル」を会場に開催いたしました。

15日は「みんな大好き！空気砲」、16日は「でんぷんの科学」をテーマに、両日とも2回の実験教室を行い、延べ364人の来場者から科学の楽しさと奥深さを体験していただきました。

本市規模の「米村でんじろう実験教室」は、全国でも数カ所しか開催されないため、市内外から多数の参加をいただき、盛会に終わりました。

国立極地研究所一般開放イベントへの出展についてであります。

8月3日、東京都立川市の国立極地研究所一般公開イベント「極地研探検2019」に、「白瀬轟を生んだ秋田県にかほ市」コーナーを設けました。

今年2月に本市と締結した「国立極地研究所との包括連携協定」に基づき実施したもので、子どもや家族連れ、学生、研究者を中心に、約1,900人の来場者がありました。

「にかほ市コーナー」では、白瀬轟の紹介パネルの展示をはじめ、本市の物産販売、子ども向け缶バッジづくり体験を行い、多くのお客様にお立ち寄りいただきました。

今後も、連携協定を活かし、白瀬轟や南極の研究を通じて、首都圏はじめ全国の方々に本市の魅力を伝えてまいります。

白瀬・南極フェアの開催についてであります。

9月7日、南極公園及び白瀬南極探検隊記念館において、恒例の「白瀬・南極フェア」を開催いたします。

今回も、市内の中学・高校・一般の吹奏楽とコーラスグループの皆さんによる「白瀬賛歌」の合唱、吹奏楽団「アンダンティーノ」の演奏会をはじめとするステージイベントのほか、白瀬轟の夢を追い、今年「白瀬ルート」による南極点到達に挑戦する冒険家・阿部雅龍氏による人力車の乗車体験、おなじみの「日本一短い花火」打ち上げなど、多彩な催しを行います。以上であります。

●議長（佐藤元君） これで市政報告を終わります。

日程第4、報告第4号専決処分の報告について（専決第10号）及び日程第5、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告2件、日程第6、議案第70号教育委員会委員の任命についてから日程第28、議案第91号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの議案22件、計24件を一括議題とします。

朗読を省略して、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは私から、議案についての提案理由の説明について要旨を御説明させていただきますと思います。

まず初めに、報告第4号専決処分の報告について（専決第10号）についてであります。

令和元年6月22日に発生した消防職員の職務中に車両に与えた事故について、令和元年6月28日付で賠償額が決定し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったことから、同条第2条の規定により報告するものであります。

次に、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、一般会計等の平成30年度健全化判断比率及び公営企業の平成30年度資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

次に、議案第70号教育委員会委員の任命についてであります。

令和元年11月30日をもって任期満了となる小松雅子氏を引き続き適任者と認め、この任命について議会の同意を求めるものであります。

資料として履歴を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案第71号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

任期満了に伴う人権擁護委員の候補者として、引き続き今野まり子氏を候補者としたく、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

これも同じく資料として履歴を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案第72号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。

提案理由については、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第73号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第74号にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これについても、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を定めるための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第75号にかほ市生活排水浄化施設条例を廃止する条例制定についてであります。

鳥屋森地区の生活排水を公共下水道へ接続することにより、現在使用している生活排水浄化施設を用途廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第76号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。

水道法の一部改正による指定給水装置工事事業者の指定更新制度の導入に伴い、更新手数料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第77号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

にかほ市消防団員の減少に伴い団員定数を減員するため及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第78号から第83号までは、地方自治法の規定により、平成30年度の一般会計から農業集落排水事業特別会計までの歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

では、議案第78号についてですが、平成30年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入総額143億1,824万1,000円、歳出総額140億5,122万5,000円、翌年度に繰り越すべき財源7,708万3,000円を差し引き、実質収支額は1億8,993万3,000円の黒字となっております。

議案第79号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額28億950万2,000円、歳出総額27億7,465万円、実質収支額は3,485万2,000円の黒字となっております。

議案第80号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について。

歳入総額9,983万9,000円、歳出総額8,401万8,000円、実質収支額は1,582万1,000円の黒字となっております。

議案第81号平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額3億1,023万6,000円、歳出総額3億771万6,000円、実質収支は252万円の黒字となっております。

次に、議案第82号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額が14億2,148万9,000円、歳出総額13億9,672万3,000円、翌年度に繰り越すべき財源237万6,000円を差し引いて、実質収支額は2,239万円の黒字となっております。

議案第83号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額4億3,857万5,000円、歳出総額4億3,498万円、実質収支額は359万5,000円の黒字となっております。

次に、議案第84号及び第85号については、地方公営企業法の規定により、平成30年度のガス事業会計及び水道事業会計の歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

初めに、議案第84号についてですが、平成30年度にかほ市ガス事業会計決算認定について。

収益的収入及び支出については、ガス事業収益が4億9,975万1,726円、ガス事業費用が4億2,578万8,834円、資本的収入及び支出については、資本的収入が1億4,424万8,700円、資本的支出が2億5,780万4,653円となっております。

次に、議案第85号平成30年度にかほ市水道事業会計決算認定についてであります。

収益的収入及び支出については、水道事業収益が6億2,418万6,351円、水道事業費用が5億6,137万1,753円、資本的収入及び支出については、資本的収入が1億5,974万6,947円、資本的支出が3億4,

562万782円となっております。

次に、議案第86号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億887万7,000円を追加し、総額をそれぞれ135億4,971万円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税では、普通交付税が52億9,354万9,000円で確定したため、当初予算額50億円との差額2億9,354万9,000円を増額しております。また、本年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴う関連予算として、分担金及び負担金の保育園保護者負担金を3,812万円減額し、国庫支出金の子どものための教育・保育給付費負担金を5,309万4,000円、県支出金の子どものための教育・保育給付費負担金を1,153万9,000円、それぞれ増額し、すこやか子育て支援事業費補助金を299万円減額しております。このほか、廃止石油抗井封鎖事業関連予算として、国庫支出金の商工費補助金に同事業費補助金3,351万7,000円を増額し、県支出金の商工費補助金に同事業費補助金70万3,000円を追加しております。寄附金では、ふるさと納税の増収見込みにより、一般寄附金を3,000万円増額しております。繰入金では、ふるさと納税の増収に伴う返礼品の増加を見込み、みらい創造基金繰入金を986万4,000円増額しております。繰越金には、前年度からの繰越額が確定したことから、1億3,057万円を増額しております。市債では、総務費の旧上郷小学校利活用事業を1,420万円、保健体育債の屋内運動施設整備事業を6,180万円とし、それぞれ増額し、公立学校整備事業債に小・中学校空調設備整備事業400万円を新たに追加しております。このほか、普通交付税の確定により、臨時財政対策債を2,197万7,000円減額しております。

歳出の主なものについては、人事異動による人件費の調整のほか、企画費では、旧上郷小学校利活用事業に係る施設整備費などを合わせて1,702万2,000円を増額し、学生提案事業に係る市場環境分析等委託料171万6,000円を新たに追加しております。また、交流促進事業費には、ふるさと納税の増収見込みにより、納税者謝礼等のふるさと納税関係経費を合わせて1,705万5,000円、みらい創造基金積立金を3,000万円それぞれ増額しております。民生費では、本年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴う関連予算として、児童運営費の子どものための教育・保育給付費負担金を1,101万6,000円増額しております。また、新たに給食副食費の全面無料化のための市独自助成分として、すこやか子育て支援事業負担金868万1,000円を追加しております。衛生費では、環境衛生費に危険空き家建物調査委託料440万円を追加しております。商工費では、商工総務費に羽州象潟鉱山封鎖に係る事前調査業務として、廃止石油抗井封鎖事業委託料など合わせて4,536万5,000円を新たに追加しております。土木費では、例年9月補正対応としている除雪費に、合計1億3,072万9,000円を増額しております。このほか、住宅費に鳥屋森地区の公共下水道供用開始に伴う生活排水浄化施設解体工事3,755万4,000円を追加しております。教育費では、小学校費及び中学校費の学校管理費に、空調設備設置工事設計委託料合わせて534万9,000円、白瀬南極探検隊記念館管理費に南極白瀬ルート踏破支援補助金100万円、屋内運動施設管理費に屋内運動施設造成工事6,500万円をそれぞれ追加しております。災害復旧費では、6月16日の大雨により被災した農地の復旧支援のため、農地農業用施設災害復旧事業補助金210万円を追加しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入の財政調整基金繰入金を1億389万4,000円減額して

行っております。

次に、議案第87号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ131万5,000円を追加し、総額をそれぞれ1億142万6,000円とするものであります。

歳入では、繰越金に前年度からの繰越額が確定したことから1,082万円を増額しております。県支出金では、総務費補助金に秋田県地域医療実習支援事業補助金41万6,000円を追加しております。

歳出では、人事異動に伴う人件費の調整のほか、秋田大学医学部からの実習生受け入れに係る宿泊施設使用料として、各種使用料41万7,000円を増額しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入の財政調整基金繰入金を992万1,000円減額して行っております。

次に、議案第88号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算の内容は、繰越金及び資本費平準化債の確定による歳入予算の調整であります。

繰越金には、前年度からの繰越額の確定により1,739万円を増額しております。市債では、資本費平準化債の発行額確定により300万円を増額しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入の一般会計繰入金を2,039万円減額して行っております。

次に、議案第89号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ86万円を減額し、総額をそれぞれ4億4,058万9,000円とするものであります。

歳入では、繰越金に前年度からの繰越額の確定により359万4,000円を増額しております。

歳出は、人事異動に伴う人件費の調整のほか、総務費の一般管理費に処理施設等整備工事127万6,000円を追加しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入の一般会計繰入金を445万4,000円減額して行っております。

次に、議案第90号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出については、収益的支出の予定額に569万8,000円を追加し、収益的支出の総額を5億5,593万4,000円とするものであります。

資本的支出については、資本的支出の予定額に116万3,000円を追加し、資本的支出の総額を1億7,650万6,000円とするものであります。

補正の内容の主なものとしては、4月の人事異動に伴う人件費の調整と、ガス事業譲渡に伴うガス・ガス管図面の整備、譲渡対象の土地境界の確認と登記等の費用及び経年劣化した設備の更新であります。

次に、議案第91号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の予定額に12万7,000円を追加し、収益的収入の総額を6億3,620万9,000円とし、収益的支出の予定額から18万1,000円を減額し、収益的支出の総額を5億9,868万2,000円とするものであります。

資本的支出については、資本的支出の予定額に508万6,000円を追加し、資本的支出の総額を3億8,699万3,000円とするものであります。

補正の内容の主なものとしては、人事異動に伴う人件費の調整と、ガス事業譲渡による水道事業の庁舎移転に伴い水道監視システムを移転するための費用や、移転先の電気・電話・イントラネット等の設置工事費などであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。再開を11時20分とします。

午前11時08分 休 憩

午前11時20分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に、担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第4号について、消防長。

●消防長・消防署長（本間徳之君） それでは、報告第4号専決第10号について補足説明させていただきます。

議案綴り1ページをご覧ください。

まずは、こうした事故を起こしてしまい、深くお詫び申し上げます。とともに、今後、安全を確認し、慎重に行うよう指導してまいりたいと思っております。

6月22日、秋田県消防大会が由利本荘市の文化交流館カダレーで開催され、損害を受けられた当事者が参加するため当消防本部の庁舎向かいの空き地に駐車し、バスに乗車して移動しました。その後、鳥海山で救助事案が発生し、秋田県防災航空隊が救助に向かい当消防本部のヘリポートに着陸するという情報が入ったため、損害を受けられた当事者の車両を庁舎側に移動する際、フロントスポイラーの下部分を地面にこすってしまったものであります。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、報告第5号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての補足説明を行います。

議案書の4ページをご覧ください。別紙というものでございます。

初めに、1の健全判断化比率について御説明申し上げます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、いずれも赤字ではないため、比率の数値はございません。

実質公債費比率につきましては、9.7%で、前年度比0.1ポイント悪化という形になってございます。報告値は3ヵ年平均でございまして、その基礎となる単年度比率については、平成28年度が8.93092%、平成29年度が熱回収施設等整備事業に係る市債の元金償還開始などによりまして、10.53418%、前年度比で1.60326ポイント悪化してございます。平成30年度につきましては、市債の償還終了によります地方債元利償還金の減少により、9.64601%、前年度比で0.88817ポイント改善となっております。平成30年度におきましては、単年度比率では改善とはなったものの、平成29年度における大型事業の市債償還開始などによる単年度比率悪化の影響から、3ヵ年平均での報告値はわずかに悪化しているという状況でございます。

将来負担比率は、72.7%で、前年度比4.6ポイント改善しております。主な要因につきましては、任意繰上償還の実施、あるいは定期償還による地方債残高の大幅な減少や退職手当支給額の減少に伴う退職手当組合積立金の増加などによる将来負担額の減少など、これらが主な要因となっております。

2の資金不足比率についてでございます。

いずれの会計におきましても資金不足となっていないため、比率数値はございません。全ての比率におきまして、国の示す基準値以下となっており、本市財政はひとまずは健全な段階にあると考えておるところでございます。

なお、用語の解説について別紙で配付してございますので、御参照いただければと思います。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第70号について、教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） 議案第70号教育委員会委員の任命については、お配りした資料のとおりであり、補足説明はありません。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第71号及び議案第72号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 議案第71号人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付しております履歴資料のとおりでございますので、補足説明は特にございません。

議案第72号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令の改正により印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い、市が発行する印鑑証明書や印鑑登録原票に旧姓を併記する必要があるため、所定の改正を行うものでございます。

なお、この条例の施行期日は、令和元年11月5日とするものでございます。

議案第72号の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第73号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、議案第73号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について補足説明を申し上げます。

議案綴りの9ページをご覧ください。

このたびの条例改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部

が改正されたことに伴い、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関連する三つの条例の一部を改正しようとするものでございます。

10ページをご覧ください。

上から、第1条では、にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。その下の第2条では、にかほ市職員等の旅費に関する条例の一部改正について。その下の第3条では、にかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、それぞれ該当する条文中の成年被後見人及び被保佐人に係る文言を削るものでございます。

なお、この条例は、令和元年12月14日から施行しようとするものでございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第74号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 議案第74号にかほ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、療育里親及び養子縁組里親の欠格事項について、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格事項が削除されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

議案第74号に関する補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第75号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、議案第75号にかほ市生活排水浄化施設条例を廃止する条例制定につきまして、議案綴りの13ページと14ページをご覧ください。

提案理由につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりでございます。

この条例は、令和元年10月1日から施行するとしております。

また、関連する予算を議案第86号に補正計上しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第76号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐々木善博君） そうすれば、議案綴りの15ページ、それから16ページをお願いいたします。

議案第76号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての補足説明を行います。

この条例の改正につきましては、水道法の一部を改正する省令が令和元年10月1日から施行されることにより指定給水装置工事事業者の指定更新制度の導入を行うことから、指定の更新に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

現行の指定給水装置工事事業者制度は、指定期間が無制限であるため、給排水等の実態が反映されづらく、全国的に無届け工事や不良工事の発注が問題となっておりました。このことから、工事を適正に行うための資質の保持や実態との違いを防止するため、指定給水装置工事事業者の指定期

間に5年ごとの更新制度が導入されることになったものでございます。この水道法の改正に伴い、指定更新手数料を1件につき1万円と定め、条例を改正するものであります。

また、附則として、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第77号について、消防長。

●消防長・消防署長（本間徳之君） それでは、議案第77号にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について補足説明いたします。

議案綴り18ページをご覧ください。

改正条文の上から3行目の第2条中「580人」を「540人」に改めるについてであります。これまで定数の改正を行ってまいりましたが、年々減少傾向にあり、現在、消防団員定数580人に対して実員数535人は、支援消防団員を含む人数であります。消防団、消防本部では増員の努力を続けておりますが、非常勤公務災害負担金1人当たり2万1,310円が消防団員定数による負担金であることから、削減するため改正するものであります。

次に、改正条文の上から4行目の第4条第1号からの文言であります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための改正法令の整備に関する法律の公布により、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い改正するものであります。

この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。ただし、第4条及び第5条の改正規定は、同年12月14日から施行します。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第78号から議案第83号について、会計管理者。

●会計管理者（渋谷憲夫君） 初めに、議案第78号から順に補足説明をまいります。

お配りしております平成30年度一般会計・特別会計の決算概要を使いながら、主な点について申し上げます。

初めに、決算概要の2ページをお開きください。

上段の(1)決算収支の状況をご覧ください。

平成30年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入で4.9%、歳出で5.5%、それぞれ前年を下回る規模となっております。市長の提案説明にありましたように、一般会計の実質収支は1億8,993万3,000円の黒字となっております。その2行下、当該年度のみ収支を表す単年度収支でも、1,138万4,000円の黒字となっております。ただし、この中には、実質的な黒字要素であります財政調整基金への積立金や地方債の繰上償還金、また、赤字要素であります財政調整基金の取り崩し額などが含まれており、これらを加減した実質単年度収支では、5億2,638万9,000円の黒字となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳入決算額を款ごとに前年度と比較したものであります。上段には自主財源、下段には依存財源として区分しております。

歳入それぞれの増減要素について説明をいたします。

自主財源のうち1款市税1.8%の増加は、個人市民税及び固定資産税の増などが主な要因でありま

す。

15款財産収入66.2%の減少は、基金運用収入及び土地建物売払収入の減などが要因であります。

17款繰入金48.1%の増加は、市債の任意繰上償還の実施による減債基金からの繰入金の増などが要因であります。

また、依存財源では、6款地方消費税交付金2.3%の増加は、消費税の精算基準の見直しなどにより増加したものであります。

9款地方交付税0.9%の減少は、基準財政需用額などは増加したものの、合併算定替えの段階的縮減により減少したものであります。

13款国庫支出金11%の減少は、象潟小学校大規模改修事業の完了や熱回収施設等整備事業の事業縮減などが主な要因であります。

14款県支出金6.1%の減少は、園芸メガ団地整備事業の完了やその他農林水産業関連補助金の減などが主な要因であります。

20款市債18.2%の減少も、国庫支出金と同じく、象潟小学校大規模改修事業の完了や熱回収施設等整備事業の事業費縮小などが要因であります。

次に、7ページをお開きください。

歳出決算額を款ごとに前年度と比較したものであります。

主な増減要素について説明いたします。

2款総務費5.7%の減少は、退職者数の減少により退職手当特別負担金の減などが主な要因であります。

4款衛生費23%の減少は、マテリアルリサイクル推進施設ストックヤード建設に係る清掃センター解体工事の完了による減などが主な要因であります。

7款商工費23.3%の増加は、廃止石油抗井封鎖事業関連経費の増及び企業立地用地ストック造成関係経費の増などが主な要因であります。

8款土木費2.5%の増加は、公共下水道事業特別会計繰出金などの繰出金の増などが要因であります。

9款消防費3.5%の増加は、職員数の増加による職員人件費の増などが要因であります。

10款教育費16.1%の減少は、象潟公民館や仁賀保勤労青少年ホーム改修事業、フェライト子ども科学館展示物リニューアル事業など増えた事業もありましたが、象潟小学校大規模改修事業の完了による減などにより減少となったものであります。

11款災害復旧費658.4%の増加は、象潟長岡線凍上災害道路復旧事業の増などが要因であります。

12款公債費14.8%の減少は、市債の任意繰上償還実施額の縮小やその他償還終了などによるものです。

続きまして、議案第79号について補足説明をいたします。

9ページをお開きください。

平成30年度国民健康保険事業特別会計事業勘定の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は前年度に比べ、歳入で15.5%、歳出で15.9%、それぞれ前年度を下回っております。これは、平成30年

度から国保制度が変わり、県が財政運営の責任主体となったことから、国庫補助金等が市町村に直接入らなくなったことなどにより財政規模が小さくなったものであります。

10ページをお開きください。

歳入のうち(3)国民健康保険税の徴収実績については、合計欄の右から2列目になりますが、前年度に比べ、収入済額は全体で3.9%の増となっております。一般被保険者の医療給付費分が増え、後期高齢者支援金分が減っているのは、国保税率の改正によるものですが、全体的に収納率が増えたことなども要因と考えております。また、退職被保険者等の税収が減少しておりますが、これは退職者医療制度の廃止によるものです。

下段の(4)歳出の状況では、2款保険給付費は前年度に比べ、約3,440万円減少しております。主な要因としましては、被保険者数の減少に伴い、受診件数が減ったことにより減少したものであります。次に、議案第80号について補足説明いたします。

11ページになります。

平成30年度国民健康保険事業特別会計施設勘定の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で19.8%、歳出で16.1%、それぞれ前年度を上回っております。これは、小出診療所冷暖房設備の改修に伴い、歳出の工事請負費の増によるものであります。

次に、議案第81号について補足説明いたします。

12ページをお開きください。

平成30年度後期高齢者医療特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で4.1%、歳出で3.6%、それぞれ前年度を上回っております。これは、歳入の保険料の増によるものですが、この要因は、高齢化による被保険者数の増加と保険料軽減制度の縮小によるものと考えております。

次に、議案第82号について補足説明をいたします。

13ページになります。

平成30年度公共下水道事業特別会計の決算収支の状況ですが、歳入で22.5%、歳出で22.6%、それぞれ前年度を上回っております。これは、公共下水道工事の増加に伴い、歳出の工事請負費及び移設補償費が増えたことによるものであります。

次に、議案第83号について補足説明いたします。

14ページをお開きください。

平成30年度農業集落排水事業特別会計の決算収支の状況ですが、歳入歳出決算額は、歳入で1.9%、歳出で2.8%、それぞれ前年度を上回っております。これは、公債費の元金償還額が増加したことによるものであります。

最後に、基金の保有状況について説明いたします。

15ページをご覧ください。

一般会計及び特別会計の基金の保有状況ですが、基金数は平成30年度中に自然エネルギーによるまちづくり基金の創設により、16基金となっております。中段の観光振興基金、社会教育施設整備基金などは積み立てを増やし、一方、上段の財政調整基金や減債基金、地域振興基金、みらい創造基金などは一般会計への事業費繰入額を増やしております。また、特別会計では、国民健康保険財

政調整基金では積み立てを増やし、国民健康保険診療所財政調整基金や農業集落排水事業減債基金では事業費への繰入額を増やしております。表右下の残高合計では、前年度出納閉鎖時と比べまして約1億1,109万4,000円減の53億5,347万5,792円となっております。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第84号及び議案第85号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐々木善博君） それでは、議案第84号平成30年度にかほ市ガス事業会計決算認定についての補足説明をいたします。

決算書の、まず2ページ・3ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

ガスの販売等営業活動に伴う収益と費用で、決算額については記載のとおりで、消費税込みの金額を示してあります。

収入の決算額は、前年度比6.5%減の4億9,975万1,726円で、主なものは、製品売り上げのガス販売収益が4億5,062万5,415円となっております。全体の90.2%を占めております。

一方、支出の決算額は、前年度比4%減の4億2,578万8,834円で、主なものは、ガスの製造に要した採取製造費が1億9,090万709円で、全体の44.8%、そして供給販売費が1億7,314万4,364円で、全体の40.7%の割合となっております。

収支の差額ですけれども、7,096万3,000円ほどとなりますが、実質的な損益額につきましては税抜きとなりますので、損益計算書で説明をいたしたいと思っております。

続いて4ページ・5ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

公営企業の活動を行うために必要な施設の整備や拡充などの建設改良費に要した収入と支出でございます。

収入の決算額は1億4,424万8,000円で、主なものとしましては、企業債と公共下水道事業からの負担金でございます。

一方、支出の決算額は2億5,780万4,653円で、主なものとしましては、建設改良費における公共下水道工事に伴うガス管入替工事や経年管入替工事、そして企業債償還金などとなっております。

収入額が支出額に不足する額の補填につきましては、4ページの下段に記載のとおり、消費税関係の調整金と過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、7ページからの財務諸表でございます。

9ページをお願いいたします。

これ以降は消費税抜きの表示となっておりますので、よろしく申し上げます。

損益計算書でございます。これは、当年度における経営状況を明らかにするために、その期間中に得た全ての収益と費用を記載しているものでございます。

表の一番上の1の製品売上、5の営業雑収益及び7の営業外収益、それと9の特別利益から、これに対する費用ですけれども2番、3番、4番、6番、8番、10番を差し引いた結果、下から3行目になりますけれども、当年度純利益は前年度に比べ1,773万円ほど減少しましたがけれども、4,523万1,752円の

黒字決算となっております。これによりまして、当年度未処理欠損金、累積欠損金ですけれども、10億548万8,468円となります。平成30年度の損益は、16ページの事業報告書の概況にも記載されておりますけれども、人口減少などに加え、オール電化住宅の普及や灯油等のほかの燃料との競合により需用家戸数は減少傾向にあるものの、平成29年7月からの料金改定に伴いガスの売上額が増加したことが黒字決算の要因となっております。

次に、10ページ・11ページをお願いします。

剰余金計算書でございます。これは、剰余金が平成30年度中にどのように増減したかを示したものでございます。

ガス事業では、10ページの下の方の議会の議決、条例による処分額はありませんが、先ほど損益計算書で説明しましたとおり、今回利益剰余金が出ましたので、条例に基づきまして欠損金に充当したものでございます。

次に、12ページ・13ページをご覧ください。

貸借対照表でございます。これは、財務状況を明らかにするために、保有する全ての資産、市債及び資本を総括的に示したものでございます。

12ページ一番下の資産合計及び13ページ一番下の負債資本合計額が、ともに11億8,574万5,851円で、昨年度と比較して3.8%、4,345万8,571円の増加となっております。この要因としましては、左側の資産の部では、減価償却によって固定資産が減少しましたが、流動資産では現金・預金等で増加していることと、それに伴い、右側の負債の部では、給与債の償還により固定負債が減少しましたが、資本の部の方では、純利益の増によりまして利益剰余金が増加したものでございます。

次に、15ページからは決算附属書類となっております。

22ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。キャッシュ・フロー計算書は、単年度における現金・預金である資金の出し入れの状況をあらわしたものであります。

表の一番上の1、業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の営業活動の実施に係る資金の状況を表しております。その下、2の投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得に係る資金の状況を表しております。その下、3、財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債や他会計からの借入れ及び返済等を表しております。下から3行目の資金増減額ですけれども、ガス事業の平成30年度における資金は4,563万8,675円の増となり、一番下の資金の期末残高は1億1,458万9,875円となっております。

23ページからは収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書などを記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思っております。

以上で議案第84号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第85号平成30年度にかほ市水道事業会計決算認定についての補足説明をいたします。

決算書30ページ・31ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますけれども、決算額は記載のとおりで、ガス事業と同じく税込みの表示となっております。

収入の決算額は6億2,418万6,351円で、主なものは、給水収益を含む営業収益が5億3,407万8円で、全体の85.6%を占めております。

一方、支出の決算額は5億6,137万1,753円で、主なものとしましては、原水の取り入れから浄水設備、配水設備及び水質の維持などのための営業費用が5億2,549万4,647円で、全体の93.6%の割合となっております。

収支の差額はプラスの6,281万5,000円ほどとなりますけれども、実質的な損益については税抜きとなりますので、損益計算書で説明をいたします。

次に、32ページ・33ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。これはガス事業と同じく、建設改良など将来の収益に対応する支出とその財源となる収入でございます。

収入の決算額は1億5,974万6,947円で、主なものは、企業債と公共下水道事業からの負担金、旧簡易水道施設に係る借入金の元利償還分としての一般会計からの出資金、ガス事業会計からの貸付償還金でございます。

一方、支出の決算額は3億4,562万782円で、主なものとしましては、建設改良費における横根第2水源更新工事、畑地区の基盤整備事業に伴う水道管移設工事、公共下水道工事に伴う水道管入替工事、石綿セメント管更新工事などが2億3,332万8,000円ほどで、全体の67.5%となっております。

収入額が支出額に不足する額については、32ページの下段に記載されているとおりでございます。

次に、37ページをお願いします。

損益計算書でございます。

これ以降は税抜き表示となっております。

表の一番上の1の(1)給水収益4億7,773万2,041円は、前年度比で3.7%、1,859万円ほどの減収となっております。これは、43ページの概況にもあるように、人口減少等により給水戸数及び使用量の減によるものとなっております。

平成30年度の営業損益ですけれども、下から3行目、当年度純利益は、前年度と比較しまして47%、3,210万円ほど下回ったものの、3,613万6,292円の黒字決算となっております。これにより、一番下の当年度末の処分利益剰余金は、2億4,027万4,107円となっております。

次に、38ページ・39ページをご覧ください。

剰余金計算書でございます。

38ページ下の表、平成30年度にかほ市水道事業剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

上から三つ目の項目になりますけれども、条例による処分量1,201万3,705円ですけれども、これは、にかほ市ガス事業及び水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づきまして、繰越利益剰余金の20分の1の額を減債積立金に積み立てるものがございます。

次に、40ページ・41ページをご覧ください。

40ページ一番下の資産合計及び41ページ一番下の負債資本合計が、ともに74億3,413万643円で、

昨年度と比較して0.1%、433万5,000円ほどの増加となっております。この要因としましては、固定資産が減少したものの、流動資産が増加したために微増となったものでございます。

次の43ページからは決算附属資料となっております。

最後に、50ページをお開きください。

水道事業のキャッシュ・フロー計算書であります。

下から3行目の資金増減額ですけれども、水道事業の平成30年度における資金は5,787万1,501円の増加となり、一番下の資金の期末残高は5億1,788万2,835円となります。

次の51ページからは収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書などを記載しておりますので、後でご覧をいただければと思っております。

以上で議案第85号の補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。昼食のため、再開を午後1時とします。

午前11時59分 休 憩

午後 0時58分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を行います。

ガス水道局長より発言を求められておりますので、これを許します。ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐々木善博君） 議案第84号及び議案第85号の補足説明で、「キャッシュ・フロア計算書」と説明しましたけれども、正しくは「キャッシュ・フロー計算書」でございますので、訂正してお詫びをいたしたいと思います。以上です。（該当箇所訂正済み）

●議長（佐藤元君） 補足説明を継続します。

次に、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。須藤代表監査委員。

●代表監査委員（須藤金悦君） 監査委員を代表して、私の方から報告させていただきます。

報告に使う資料は、一般会計・特別会計決算審査意見書と公営企業会計決算審査意見書と2冊になっております。資料には目を通されていることと思いますので、簡潔に報告いたします。よろしくお願いたします。

最初に、一般会計・特別会計の審査意見書の表紙をめくってください。

平成30年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査意見について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付されました平成30年度にかほ市一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況について審査をいたしましたので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

3枚めくって1ページ目をお開きください。

審査の対象は、平成30年度にかほ市一般会計歳入歳出決算及び五つの特別会計です。

審査の期間は、令和元年7月1日から8月20日まで行いました。

審査の方法は、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書

及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合のほか、それぞれ所管課の説明を聴取し、予算の執行状況の適否について審査をいたしました。

審査の結果及び意見。審査に付された各会計歳入歳出決算及び決算附属書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係諸帳票類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、6ページをお開きください。

中段の7のむすびでございます。

本市の平成30年度の財政状況については、一般財源の根幹をなす市税は昨年度と比べ、1.8%増加しています。これは、市内主要製造企業等が業績好調なことから個人市民税が3.2%の増加、再生可能エネルギー関連施設等の設備投資などによる固定資産税が1.6%増加しているためであります。

しかし、地方交付税については、基準財政需要額などは増加しましたが、合併時の激変緩和措置の段階的縮小などにより0.9%減少し、今後も地方交付税の合併算定替えによる減少などで多くを期待できる状況ではありません。市債残高については、依然として一般会計の予算規模を上回るなど、財政運営は厳しい状態が続くことが予想されますが、平成30年度で5億8,670万円、平成19年度からの累計で68億3,204万9,000円の繰上償還を行っており、財政調整基金に必要な積み立てを行うなど、将来を見据えた財政上の措置も講じられているところです。

こうした財政状況の中で、行財政改革推進と合わせ、施策・事業全般の精査と継続的な見直しなどが効率的・効果的に行われるような行政執行が強く求められています。

平成30年度は、第2次にかほ市総合発展計画に基づく様々な施策が始まり、にかほ市公共施設等総合管理計画の具体化となる施設使用料の統一化を図るなど、第3次行財政改革大綱に基づく行財政改革への取り組みが見られました。

今後も引き続き、まちづくりの基本理念を踏まえ、組織の体質強化、職員一人一人の意識改革、能力向上に努め、人口減少の抑制、若い人たちの夢の実現に向けた産業振興による仕事づくり、移住・定住、少子化対策などを推進し、市民が生き生きと笑顔にあふれ、幸せを実感できるよう、計画的・積極的に市民と行政が知恵を出し合い、将来に安心感を持てる持続可能な行財政運営の実現に向けて邁進されることを望むものであります。

次に、39ページをお開きください。

平成30年度基金運用状況の審査意見であります。

審査の対象は、平成30年度にかほ市奨学資金貸付基金ほか三つの基金です。

審査の期間は、令和元年7月1日から8月20日まで行いました。

審査の方法は、各基金の運用状況報告書の計数を預金証書、諸帳簿等により確認するとともに、関係職員の説明を求め、設置目的に従い確実かつ効率的に運用されているかについて審査をいたしました。

審査の結果、各基金とも設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されており、計数は預金証書及び関係諸帳簿等と符合し、正確であると認められました。

次に、別冊となっている公営企業会計の決算審査意見書を御準備ください。

表紙をめくってください。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました、平成30年度にかほ市ガス事業会計決算、同水道事業会計決算並びにその関係書類を審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

3枚めくって1ページ目をお開きください。

平成30年度公営企業会計決算審査意見。

審査の対象は、平成30年度にかほ市ガス事業会計決算、同水道事業会計決算です。

審査の期間は、令和元7月1日から8月20日までです。

審査の方法。審査に当たっては、各事業会計決算書等が関係法令に準拠して作成されているか、そして同事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類等の照合など、必要と認める審査を実施しました。また、関係書類、帳簿について、関係職員から説明を求め、地方公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を行いました。

審査の結果及び意見。審査に付されました各事業会計の決算書、財務諸表及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びに証書類と符合し、正確であると認められました。

次に、8ページをお開きください。

6、むすびになります。

ガス事業の経営状況は、前年度6,296万3,000円から1,773万1,000円下回る4,523万2,000円の黒字となっています。

その主な要因として、平成29年7月のガス料金の改定による料金収入の増加や原材料費である液化天然ガス相場が値上がり傾向でありましたが、料金の一部である原料調整単価に反映されたことなどが影響したことによるものです。

ガスの年間供給量を前年度比で見ると、家庭用では7.4%、商業用では3.6%とそれぞれ減少し、全体では6.4%減少しています。家庭用の減少傾向は、経営に影響を与えているところです。

ガス事業は、平成29年4月1日に始まった都市ガスの小売全面自由化を契機として、譲渡先の公募を行い、応募のあった企業について譲渡選定委員会で審査した結果、東海ガス株式会社を優先交渉権者に決定し、令和2年4月1日を譲渡日とする譲渡に関する仮契約を締結しました。このことにより、譲渡日までに、ガス事業法に基づく諸手続、事業の引き継ぎを行うこととなりますが、譲渡先である東海ガス株式会社にスムーズに引き継ぎ、これまでと変わらない安全で安心なガスライフを需要家へ届けられるよう努めていただきたいという意見にしております。

次に、25ページをお願いいたします。

6、むすびです。

水道事業の経営状況は、前年度6,824万円から3,210万4,000円下回る3,613万6,000円の黒字となっています。

その要因は、人口減少等による給水収益が減少しているのに加え、簡易水道が統合され管理施設も増えたことにより、動力費、減価償却費、支払利息等費用の維持管理経費が増加していることが挙げられます。

平成30年度には、小滝地区において大口径の石綿セメント管更新事業を実施し、令和2年度までに完成するとしています。また、横根第2水源井戸を更新するためのボーリングを行い、良好な原水量を確保できることを確認したことから、令和元年度には運用を開始することとしています。維持管理経費等の増加が見込まれ、厳しい経営環境が想定されることから、将来を見据えた計画のもとに、健全な経営、事業執行に努める必要がありますという意見としております。

以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第86号の歳入及び歳出について、企画調整部に関することは企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、議案第86号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の企画調整部関係の主な内容につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、補正予算書の6ページをご覧ください。

第2表の地方債補正についてであります。

地方債の追加につきましては、表の上の段になりますが、消防債に消防施設整備事業80万円、教育債に小中学校空調設備整備事業400万円をそれぞれ追加したものでございます。

その下の変更の表でございますが、旧上郷小学校利活用事業、昭和堰改修事業、屋内運動施設整備事業は、それぞれの事業費の増加に伴いまして増額補正するものでございます。臨時財政対策債の変更につきましては、発行可能額が3億3,102万3,000円に確定したことから、当初予算との差額分を減額するものでございます。

続きまして、歳入の補正内容につきまして御説明申し上げます。

予算書の9ページをご覧ください。

上段になります。10款1項1目1節普通交付税2億9,354万9,000円の増額につきましては、本年度の交付額が52億9,354万9,000円に確定したことから、当初予算で計上済みの50億円との差額分を増額補正するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

中段からになります。17款1項1目1節一般寄附金3,000万円の増額ですが、ふるさと納税の8月末時点の納付実績が前年度同時期に比べまして約8.7倍となり、当初見込みを大きく上回る見込みであることから増額するもので、補正後の累計は8,000万円を見込んでいます。

その下、18款2項1目1節財政調整基金繰入金1億389万4,000円の減額は、歳入歳出予算の調整により減額するものでございます。

その下、2目1節みらい創造基金繰入金986万4,000円の増額は、ふるさと納税の寄附者に対する返礼品相当額に充当するため、歳出予算と時額を繰り入れするものでございます。

その下の19款1項1目1節繰越金1億3,057万円の増額ですが、前年度の実質収支が確定したことから、既定予算との差額を計上したものでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

21款の市債につきましては、先ほど第2表の地方債補正で申し上げましたとおり、それぞれ起債事業の追加及び変更による補正を計上しているものでございます。

続きまして、歳出に入ります。

13ページの下段になります。2款1項2目財政管理費の25節積立金9,500万円でございますが、前年度の実質収支額の確定によりまして、その2分の1相当を積み立てるものでございます。本補正予算後の財政調整基金残高は、22億6,637万9,000円となります。

続いて、14ページをお願いいたします。

2款1項9目企画費13節委託料のうち、学生提案事業に係る市場環境分析等委託料171万6,000円は、昨年度行われました公共下水道関連の水再生事業に対する仁賀保高校や高専、大学生の事業提案に対しまして、今後の事業実施を視野に入れた市場環境分析を委託するものでございます。

企画費のその他の部分につきましては、旧上郷小学校利活用事業に係るもので、情報発信基地、ブック&カフェの集いの場、オンラインスクールなど、関係人口創出を目指すための事業費及びそれに対する施設整備費を計上しているものでございます。

11目交流促進事業費は、19節以外は全てふるさと納税に関連する補正予算でございまして、納税額3,000万円、件数にして3,000件を見込み、それぞれの節につきまして補正をしているものでございます。

19節負担金補助及び交付金94万円は、集会施設整備の補助金でございまして、伊勢居地自治会は畳替えとエアコン設置に87万円、砂山地区は玄関の補修で4万円、川袋地区は屋根の漏水修理で3万円を補助するものでございます。

以上で企画調整部関係の補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、総務部関係の補正内容につきまして補足説明を申し上げます。

歳入につきましては予算計上はございませんが、歳出につきましては、各款項目にわたりまして、年度当初などの人事異動等に伴う職員人件費などの調整や臨時職員の賃金などの調整を行うものでございます。個々の説明は割愛させていただきますので、よろしく願いいたします。

総務部関係の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、議案第86号の市民福祉部関係について補足説明申し上げます。

初めに、歳入についてです。

9ページをご覧ください。

12款2項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金現年度分3,812万円の減額につきましては、10月からの保育料無償化による保護者納付金がなくなることによる減額でございます。

14款1項1目民生費国庫負担金3節児童福祉費負担金5,309万4,000円の増額につきましては、同じく

10月からの保育料無償化に伴う国庫負担金となっております。内訳といたしましては、国庫2分の1の負担分4,155万5,000円及び今年度に限り国が負担することとなっている市4分の1の負担分1,153万9,000円となっております。

10ページをご覧ください。

14款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金346万5,000円の増額につきましては、生活保護システム改修及び生活保護健康管理支援事業準備事業に係る国庫補助金となっております。

同じく2節児童福祉費補助金26万3,000円の増額です。10月からの消費税率引き上げに伴い、未婚の児童扶養手当受給者を対象とした臨時特別給付金支給に対する国庫10分の10の補助金となります。

15款1項1目民生費県負担金2節児童福祉費負担金1,153万9,000円の増額は、国庫負担金同様、10月からの保育料無償化に伴う県4分の1の負担金でございます。

15款2項2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金299万円の減額は、保育料無償化に伴うすこやか子育て支援事業費補助金の減額で、内訳といたしましては、実費負担となる副食費に対する県4分の1の補助金217万円の増額及び県が独自で行っていた保育料助成事業の当初予算額と実績見込み額との差額516万円の減額となっております。

続きまして、歳出です。

16ページをご覧ください。

16ページ上段です。2款3項1目戸籍住民基本台帳費18節備品購入費55万円の増額につきましては、パスポート交付の際に使用している端末機器の更新に係る購入費を計上しております。

19ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉費19節負担金補助及び交付金35万6,000円の増額のうち、説明欄下段の方でございます未婚の児童扶養手当受給者臨時特別給付金26万3,000円につきましては、歳入で御説明しましたとおりでございます。

同じく2目児童運営費19節負担金補助及び交付金2,043万8,000円の増額です。主な内容は、保育料無償化に伴う子どものための教育・保育給付費負担金1,001万6,000円の増額及び副食費の全面無料化の市独自助成分としてすこやか子育て支援事業負担金868万1,000円の増額となっております。

20ページをご覧ください。

3款3項1目生活保護総務費13節委託料398万2,000円の増額につきましては、制度改正に伴う生活保護システム改修123万2,000円及び被保護者の受療行動適正化や重症化予防指導のためのレセプト分析や集計業務を委託する健康管理支援事業準備業務委託料として275万円を計上しております。

21ページ中段をご覧ください。

4款1項6目環境衛生費13節委託料440万円の増額につきましては、現在市で把握している所有者及び管理者のいない仁賀保地区平沢地内の危険空き家、普通住宅1棟、旧旅館施設2棟につきまして、改善に係る交渉が不可能なことから、危険空き家の解決に向け、国、県と協議を行うため、解体費に係る調査委託料を補正しようとするものでございます。

市民福祉部関係の補足説明につきましては以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 農林水産建設部関連の補足説明をいたします。

最初に、補正予算書10ページをご覧ください。

下から2段目です。歳入です。15款2項4目2節林業費補助金5万円ですが、県内におけるイノシシの目撃などが急激に増加しており、今後、農産物の被害や人身被害の発生が危惧されることから、緊急にイノシシの捕獲を推進するため、県と市が捕獲した狩猟者に対し経費を補助するものでございます。1頭につき5,000円が県から支払われ、10頭分を計上しております。

続いて、11ページ中段をご覧ください。15款3項6目2節道路橋梁費委託金699万9,000円は、県道の除雪委託金としております。

次に、歳出をお願いいたします。

補正予算書の22ページからお願いいたします。

一番下でございます。6款1項6目農村整備総務費15節616万円の増額につきましては、当初予算において実施しておりました昭和堰改修工事に係る設計が終了しましたので、今般、整備に係る工事請負費を予算計上しております。

その下、6款1項6目農村整備総務費28節繰出金445万4,000円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金で、農業集落排水事業特別会計の収支調整により補正するものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

上からですけれども、6款2項2目林業振興費8節報償費15万円の増額につきましては、歳入でも説明いたしましたが、イノシシ捕獲に係る県及び市からの報償費でございます。

13節16万5,000円及び15節の143万円の増額につきましては、7月発生の製炭施設の火災に係る復旧のための設計委託料及び工事請負費としております。

中段よりやや下でございます。6款3項2目19節負担金補助及び交付金の262万円の増額につきましては、水産物販路拡大事業補助金としまして、ずわい蟹の安定供給を目的にFRP水槽を購入するための補助金でございます。

27ページをお願いいたします。

8款2項5目除雪費の合計1億3,072万9,000円の増額につきましては、今期の除雪作業に係る経費としまして、直営作業員6名、期間採用者10名、計16名の臨時雇用賃金1,300万円、凍結防止剤やスノーポールなどの消耗品費として800万円、除雪車両の燃料費として700万円、消雪パイプロードヒーティングの運転に係る電気及びガス代金として光熱水費に200万円、除雪車両の車検や特定自主検査及びシーズン中の故障に対応するための修繕料として1,500万円、除雪業務の委託料として6,000万円、除雪車両のリース代金として使用料及び賃借料に2,534万9,000円などを補正計上しております。

8款4項1目都市計画総務費28節繰出金2,039万円の減額につきましては、公共下水道事業特別会計の収支調整により補正するものでございます。

次に、28ページをご覧ください。

上段でございます。8款5項1目住宅管理費の13節33万円と15節3,755万4,000円につきましては、象潟地域鳥屋森地区の浄化施設解体に係る費用となっております。

最後に、33ページをお願いいたします。

下の段でございますが、11款2項1目農業用施設災害復旧費13節委託料93万5,000円につきましては、林道太郎ヶ台線における路肩崩落箇所の復旧に係る設計委託料、19節負担金補助及び交付金218万円につきましては、6月16日の降雨により発生した農地の法面崩落19件に係る市単独の40%補助でございます。

農林水産建設部関連の補足は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、商工観光部関係について補足説明申し上げます。

初めに、10ページをお開きください。

歳入でございます。

2段目、14款2項4目商工費国庫補助金1節の商工費補助金は、廃止石油抗井封鎖事業費の補助金3,351万7,000円、こちらは羽州象潟鉦山事前調査に関する国からの補助金でございます。市長の市政報告にもありましたが、象潟烏島にあります羽州観光開発株式会社が所有する井戸が危険な状態にあることから、封鎖のための事業に対する国の補助金でございます。補助率は事業費の4分の3でございます。

下段の15款2項5目商工費県補助金1節の商工費補助金700万3,000円は、同じく羽州象潟鉦山事前調査及び象潟油田封鎖工事に関する県の補助金でございます。内訳は、羽州象潟鉦山が567万円、象潟油田分が133万3,000円で、県の補助率は8分の1でございます。

次に、24ページをお開きください。

歳出です。

中段、7款1項1目商工総務費の13節委託料4,491万3,000円は、ただいま歳入で申し上げました羽州象潟鉦山の抗内調査事業の委託料でございます。

その下、7款1項2目商工振興費のうち8節報償費5万円、9節特別旅費40万5,000円、19節負担金補助及び交付金のうちの負担金26万1,000円は、これも市政報告にもございましたが、市長がベトナムフンイエン市訪問に向かうための追加費用でございます。

同じく負担金補助及び交付金の工業振興条例補助金687万3,000円は、設備投資助成1社分、それから雇用促進助成が3社8名分の助成金でございます。

続いて、25ページ中段になります。7款3項2目公営管理費の7節賃金、それから11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料に関しましては、こちらは全て中山スキー場開設に伴う費用でございます。

商工観光部関係の補足は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、消防本部に関することは消防長。

●消防長・消防署長（本間徳之君） それでは、消防関係について補足説明いたします。

補正予算書28ページをお開きください。

28ページ下段にあります9款1項2目非常備消防費15節工事請負費90万円ではありますが、TDK株式会社が借地している社宅が建ち並んでいる平沢字新町地内の土地を整地にして地権者に返すことか

ら、防火水槽も撤去となり消防水利が空白区域となるため、消火栓を設置するための工事費であります。

以上で補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） それでは、教育委員会関係の補足説明を申し上げます。

主なものについて説明させていただきます。

初めに、歳入です。

補正予算書の12ページをご覧ください。

2段目でございます。12款諸収入4項6目1節雑入32万5,000円の増額につきましては、今年1月に大阪府泉佐野市と締結した「歴史のご縁が結ぶ 地域産業の活性化協力協定」に基づき、本市から訪問団の派遣を計画しており、その参加者の自己負担分でございます。引率を含めまして13人、1人2万5,000円の負担を予定しているところでございます。

続きまして、歳出でございます。

29ページをご覧ください。

下の段でございます。10款教育費2項小学校費1目学校管理費のうち、13節委託料315万5,000円の増額につきましては、市内4小学校の普通教室へのエアコン設置に係る設計業務委託料でございます。今回の設計で工事費を算出し、来年度の当初予算に工事費を計上したいと考えております。

続きまして、30ページをご覧ください。

上段でございます。10款3項中学校費1目学校管理費のうち、13節委託料の219万4,000円の増額でございます。これも市内3中学校へのエアコン設置に係る設置業務委託料でございます。こちらも小学校同様、工事費は来年度の当初予算に計上したいと考えているものでございます。

続きまして、同じく30ページの中ほどになります。10款4項社会教育費1目社会教育総務費のうち、7節の賃金38万7,000円の増額でございます。臨時雇用賃金でございます。これは、市長の公約であります図書館機能つき文化交流施設の整備に向けて、できるだけ多くの市民の声を聞くために市民アンケートを実施したいと考えており、アンケートの集計等を行っていただくための事務補助賃金でございます。

続きまして、31ページの下段の方になります。10款4項9目白瀬南極探検隊記念館管理費のうち、19節負担金補助及び交付金100万円の増額は、南極白瀬ルート踏破支援補助金でございます。これは、秋田市出身の冒険家・阿部雅龍氏が、今年11月、白瀬蘆が100年前に到達した大和雪原から人類未踏の白瀬ルートで単独徒歩による南極点到達を目指しており、その活動に対する支援でございます。この挑戦により、世界規模で白瀬の偉業やにかほ市の情報が発信されることが期待されています。

続きまして、32ページの上段になります。10款4項10目文化財保護管理費の8節の報償費、9節の旅費、13節の委託料の増額につきましては、歳入でも説明いたしましたが、いずれも大阪府泉佐野市への訪問団の派遣に係る費用でございます。報償費1万9,000円は訪問時の手土産代、9節の普通旅費9万6,000円は引率職員の出張旅費、13節委託料113万3,000円は訪問団の交通宿泊の手続を一括して委託するものでございます。

同じく32ページの下段になりますが、10款5項保健体育費2目屋内運動施設管理費の15節工事請負費6,500万円の増額につきましては、白瀬南極探検隊記念館の隣地に建設予定の屋内運動施設の造成工事に係る費用でございます。

教育委員会関係の補正につきましては以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第87号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） 議案第87号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）につきましては、提案理由で市長が申し上げましたとおりでございますので、補正説明は特にございませぬ。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第88号及び議案第89号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 議案第88号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第89号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、いずれにつきましても先に提出議案要旨で市長が述べたとおりでありまして、補正説明はございませぬ。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第90号及び議案第91号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐々木善博君） それでは、議案第90号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について主なものを補正説明をいたします。

補正予算書の3ページをお開きください。

収益的支出の1款3項25目委託作業費660万円の増額は、ガス管の専用図面を作成するために補正するものでございます。

次に、1款4項7目賃金25万7,000円の増額は、ガス事業譲渡に伴う文書整理のため、臨時雇用賃金を補正するものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

1款4項25目委託作業費266万9,000円の増額は、ガス事業譲渡に伴う譲渡対象の土地の境界確認及び登記のための委託費を補正するものでございます。

次に、5ページ、資本的支出についてであります。

1款1項1目40節工事請負費142万9,000円の増額は、都市ガス製造所の街灯工事に93万4,000円及び鈴地区のバルブハウス門扉更新工事に49万5,000円を補正するものでございます。

次に、同じく41節土地購入費23万8,000円の増額は、入道島バルブハウスの土地を購入するために補正するものであります。

その他人件費補正につきましては、4月の人事異動による調整で、特に補正説明することはございませぬ。

以上で議案第90号の補正説明を終わります。

続きまして、議案第91号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について補正説明をいたします。

補正予算書の3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

収入の1款2項4目5節その他雑収入12万7,000円の増額は、にかほガス株式会社が10月から譲渡関係の事務引き継ぎで局庁舎の一室を借りるための賃借料などを補正するものでございます。

支出の1款1項1目21節委託料229万9,000円の増額は、水道事業の庁舎移転に伴う水道監視システムの移設費を補正するものであります。

次に、1款1項2目21節220万円の増額は、上郷大竹地区の漏水調査費を補正するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。

1款1項5目4節賃金17万2,000円の増額は、水道事業の庁舎移転に伴う文書整理のための賃金を補正するものであります。

5ページ、資本的支出についてでございます。

1款1項2目21節委託料92万4,000円の増額は、会計システムを消費税法改正に伴う軽減税率に対応するために補正するものでございます。

次に、同じく41節工事請負費415万5,000円の増額は、水道事業の庁舎移転に伴い、道路案内標識の新設及び撤去の費用として193万4,000円、電話及び電気設備工事として145万1,000円、光ファイバー引き込み工事として77万円を補正するものでございます。

それから、3条予算及び4条予算などに関するその他の補正については、人事異動に伴う人件費調整による補正ですので、特に補足説明することはございません。

以上で議案第91号の補足説明を終わります。

●議長（佐藤元君） これで提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。2時まで休憩します。

午後1時47分 休 憩

午後1時56分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を行います。

これから議案第70号及び議案第71号の2件の議案について、質疑、討論、採決まで行います。

議案第70号及び議案第71号の2件は、いずれも人事案件ですので、申し合わせにより討論を省略し、質疑の終了後に採決を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

なお、発言は自席で行ってください。

これから議案第70号教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第70号の質疑を終わります。

これから議案第70号教育委員会委員の任命についてを採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は17人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に16番佐藤文昭議員、17番菊地衛議員、1番齋藤光春議員を指名します。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

●議長（佐藤元君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。

なお、無記名投票においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

●議長（佐藤元君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票してください。

【点呼に応じ各員投票】

●議長（佐藤元君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。16番佐藤文昭議員、17番菊地衛議員、1番齋藤光春議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

【立会人佐藤文昭議員、菊地衛議員、齋藤光春議員、立ち会いの上、開票】

●議長（佐藤元君） 開票の結果を報告します。

総投票総数17票、有効投票17票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成17票、反対ゼロ票。以上のとおり、賛成が多数です。したがって、議案第70号教育委員会教育の任命については、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

●議長（佐藤元君） 次に、議案第71号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第71号の質疑を終わります。

これから議案第71号の人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。この採決は起立に

よって行います。

議案第71号は、推薦された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第71号は、推薦された方を適任者と認めることに決定しました。

●議長（佐藤元君） 日程第26、議提第7号事務検査に関する決議についてを議題にします。

提出者の10番宮崎信一議員の説明を求めます。10番。

【10番（宮崎信一君）登壇】

●10番（宮崎信一君） 事務検査に関する決議について。議提第7号であります。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和元年9月5日提出 にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。賛成者、にかほ市議会議員佐々木敏春。同じく佐藤文昭。同じく伊藤竹文。同じく渋谷正敏。同じく佐々木正勝。同じく佐々木春男でございます。

事務検査の日程は、9月12日木曜日から20日金曜日までの休会日以外の6日間を予定しております。第4会議室に決算審査の書類として会計伝票を配置していただいているので、各常任委員会で日程の調整をしていただきたいと思います。

この検査は、各一般会計決算特別小委員会に所管事務を付託し、地方自治法第98条第1項の権限を各一般会計決算特別小委員会に委任するものであります。

以上、よろしく願いをいたします。

●議長（佐藤元君） これから議提第7号事務検査に関する決議についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第7号についての質疑を終わります。

次に、議提第7号事務検査に関する決議についての討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これから議提第7号事務検査に関する決議についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第7号事務検査に関する決議については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時10分 散 会
